第四十五条　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　住民票に記載された住民票関係情報

三　年金給付関係情報

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

五　［略］

六　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

［七～十三　略］

第四十五条　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

［号を加える。］

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　同上］

四　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

五　［同上］

六　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［七～十三　同上］

2

十四　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

［十五・十六　略］

十七　介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該請求に係る利用者又は利用者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

十八　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

［十九～二十一　略］

二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

［略］

十四　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［十五・十六　同上］

十七　介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

十八　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［十九～二十一　同上］

二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

二十三　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

2

［同上］